

中小企業者のための補助制度

種類 項目	商工振興利子補給	信用保証料補助金
制度の目的	国・県及び町の融資制度を利用した町内中小企業者に対し、利子の一部を補助する制度です。	町内中小企業者が県信用保証協会、県農業信用基金協会に払い込んだ保証料の一部を補助する制度です。
補助対象	町内に1年以上事業所を有し、現に営業している商工業者で次のいずれか制度融資利用者 <ul style="list-style-type: none"> ・町中小企業事業資金 ・県小規模事業資金 ・県小口零細企業保証資金 ・県経営安定資金（神奈川県融資実施要領第3(3) ※セーフティネット別枠融資は対象外です。） ・県創業支援融資 ・日本政策金融公庫の国民生活事業資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・町中小企業事業資金 ・県小規模事業資金 ・県小口零細企業保証資金 ・県経営安定資金（神奈川県融資実施要領第3(3) ※セーフティネット別枠融資は対象外です。） ・県創業支援融資 以上の融資を受けるにあたり、信用保証料の払い込みをしていること。
補助期間	借入の月から3年間	
補助率	1年間に支払った利子の1/2以内 100,000円を限度	① 町の融資利用者(30,000円限度) ② 県の融資利用者(15,000円限度) (県の創業支援融資は30,000円限度)
補助条件	町税を完納していること。	町税を完納していること。
申請方法	補助金交付申請書類等に必要事項を記入し、金融機関の証明を得て、町商工観光課に申請。申請は、毎年1月の年1回	補助金交付申請書類等に必要事項を記入し、金融機関の証明を得て、町商工観光課に申請。申請は、毎年1月の年1回

セーフティネット保証制度利用の融資は利子補給・信用保証料補助の対象外です。

勤労者のための補助制度

種類 項目	町勤労者住宅資金利子補給制度	町勤労者生活資金信用保証料補助金
制度の目的	勤労者が借り入れた住宅資金に対し、利子の一部を補助する制度です。	勤労者が勤労者生活資金の返済の際に払い込んでいる信用保証料の一部を補助する制度です。
対象金融機関	中央労働金庫 県央愛川農業協同組合 相愛信用組合 横浜銀行	
補助対象	貸付を受けた翌年の1月1日現在、町内に住所と住宅を有し、事業所等に勤務している方。 借入れた住宅資金の合計額500万円を限度。	町勤労者生活資金の返済をするにあたり、信用保証料の払い込みをしていること。
補助期間	借入金の償還を開始する月から5年間	
補助率	年利3%以内(借入金の限度額以内とし、その支払利子の一部)	補助限度額10,000円(1回の融資につき補助は1回限り)
補助条件	町税を完納していること。	町税を完納していること。
申請方法	補助金交付申請書類等に必要事項を記入し、金融機関の証明を得て、町商工観光課に申請。申請は、毎年1月の年1回	補助金交付申請書類に必要事項を記入し、取扱金融機関を経由して、町商工観光課に申請。



金融のしおり

<令和8年度版>

商工観光課

お問い合わせ先

取扱金融機関

愛川町役場商工観光課 Tel.046-285-2111

(直通)046-285-6948

県央愛川農協 本 所 Tel.046-286-2111

半原支所 Tel.046-281-0193

高峰支所 Tel.046-281-1310

中津支所 Tel.046-285-0002

相愛信用組合 本 店 Tel.046-285-0170

半原支店 Tel.046-285-0170

横浜銀行 愛川支店 Tel.046-286-0651

中央労働金庫 愛川支店 Tel.046-285-6211

愛 甲 商 工 会 Tel.046-286-3672

(令和8年4月1日現在)

中小企業融資制度

勤労者融資制度

項目	種類	町中小企業事業資金	町商工業短期事業資金	町勤労者生活資金
融資の目的		町内の中小企業者が、事業を運営していくために、必要な資金を融資する制度です。	町内の中小企業者が、事業を運営していくための応急的な資金を融資する制度です。	働く人たちに安定した生活を営んでいただくために、必要な資金を融資する制度です。
利用資格		① 町内において事業所を有し、1年以上の営業実績をもつ中小企業者 ② 町税を完納していること。 「中小企業者」とは資本金、出資金が3,000万円以下で、常用従業員が50人以下の法人、又は常用従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の個人をいいます。	① 町内に居住し、かつ事業所を有し、1年以上の営業実績をもつ中小企業者 ② 町税を完納していること。 「中小企業者」とは資本金、出資金が1,000万円以下で、常用従業員が50人以下の法人、又は常用従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の個人をいいます。	① 町内に引き続き1年以上居住し、事業所に勤務していること ② 町税を完納していること。
資金の使途		運転資金、設備資金	運営資金(商品、材料の購入等に要する一時的な資金)	教育費、自動車購入費、リフォーム費、医療費、冠婚葬祭費、耐久消費財購入費など
融資条件	限度額	2,500万円(運転資金1,000万円、設備資金2,500万円)	100万円(1口10万円として10口まで)	200万円
	利率	償還期間が5年以内は年利1.8%、5年超えは1.9% ※金融情勢の変動により変更あり	手数料として1件あたり1,000円	教育費、自動車購入費、リフォーム費は年利1.1%以内、 その他の費用年利2.3%以内 ※金融情勢の変動により変更あり
	期間	84か月以内(据置12か月以内)	12か月以内、返済は一括又は2回割賦	84か月以内(据置4か月以内)
保証人		確実な保証能力のある連帯保証人が1人いること。 ① 町内に1年以上居住し、独立の生計を営んでいる者で、一定の事業、又は職業を有すること。 ② 町税を完納していること。	確実な保証能力のある連帯保証人が1人いること。 ① 町内に1年以上居住し、独立の生計を営んでいる者で、一定の事業、又は職業を有すること。 ② 町税を完納していること。	確実な保証能力のある連帯保証人が1人あること。ただし、金融機関が特に認めた場合に限り、当該金融機関の指定する信用保証があれば、これに代えることができます。
必要書類 (取扱金融機関により若干異なります。)		○運転資金 融資申込書…3部 ○設備資金 融資申込書…3部 見積書、図面等 その他、経営状況や収入状況を証明するもの	融資申込書…2部	借入申込書…1部(申込者) 納税証明書…1部(申込者) 住民票…1部(申込者) 所得証明書または源泉徴収票…各1部(申込者、連帯保証人) 印鑑証明書…各1部(申込者、連帯保証人)
取扱金融機関		県央愛川農業協同組合 各支所 相愛信用組合 本店・半原支店 横浜銀行 愛川支店	愛甲商工会	県央愛川農業協同組合 各支所 相愛信用組合 本店・半原支店 中央労働金庫 愛川支店
融資申込方法		取扱金融機関へ直接お申し込みください。	愛甲商工会へ直接お申し込みください。	取扱金融機関へ直接お申し込みください。

中小企業退職金共済制度 加入奨励補助金

中小企業退職金共済制度は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、事業主の相互共済と国の援助によって退職金を支払うことができるようにする制度です。
町では、町内の中小企業者が負担する共済掛金の一部を補助しています。

(補助基準)
補助率 共済掛金の10%以内
補助金額 加入従業員1人に対し、月額500円以内
補助期間 加入月から60か月
補助条件 町税を完納していること。

(補助申請)
補助金交付申請書類に必要事項を記入し、町商工観光課に申請。
申請は、毎年2月の年1回。

(加入の手続き)
お近くの金融機関(ただし、ゆうちょ銀行、農協、漁協、ネット銀行、外資系銀行は除きます。)又は愛甲商工会へ

景気対策 特別融資 (セーフティ別枠)

全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための制度です。対象となるのは国が指定する不況業種に属する事業を行っていて、次のいずれかの要件をみたすことです。

- ①最近3か月間の平均売上高等が前年の同時期に比べ、5%以上減少していること。
- ②最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること。
- ③最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること。
- ④最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。
- ⑤最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。

○手続きの流れ

対象となる中小企業の方は本店所在地の市町村で認定を受け、希望の金融機関または神奈川県信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資の申し込みをすることになります。

◇町で認定申請を受けるための必要書類

- ①認定申請書及び売上高比較表等の附属書類
- ②損益計算書や決算書類等の売上高等が確認できるもの。
- ③登記簿謄本や定款の写しなど業種、営業地、資本金が確認できるもの。

※詳しくは町商工観光課または神奈川県信用保証協会厚木支店(TEL 046-221-0633)へ